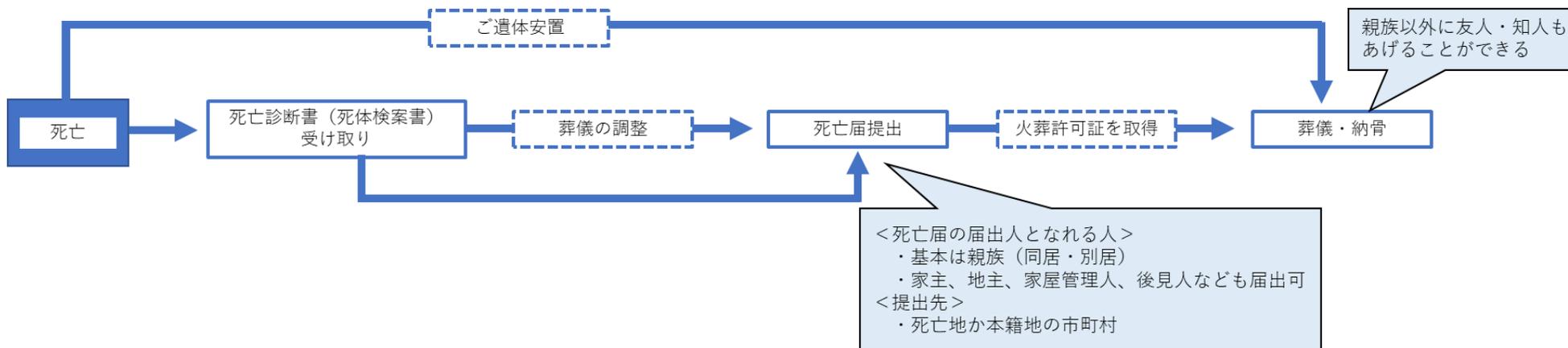


葬儀について

○ 一般的な葬儀の流れ



○ 身寄りがない（不明）な人に対し、市が葬儀（火葬）を行う際の根拠となる法律

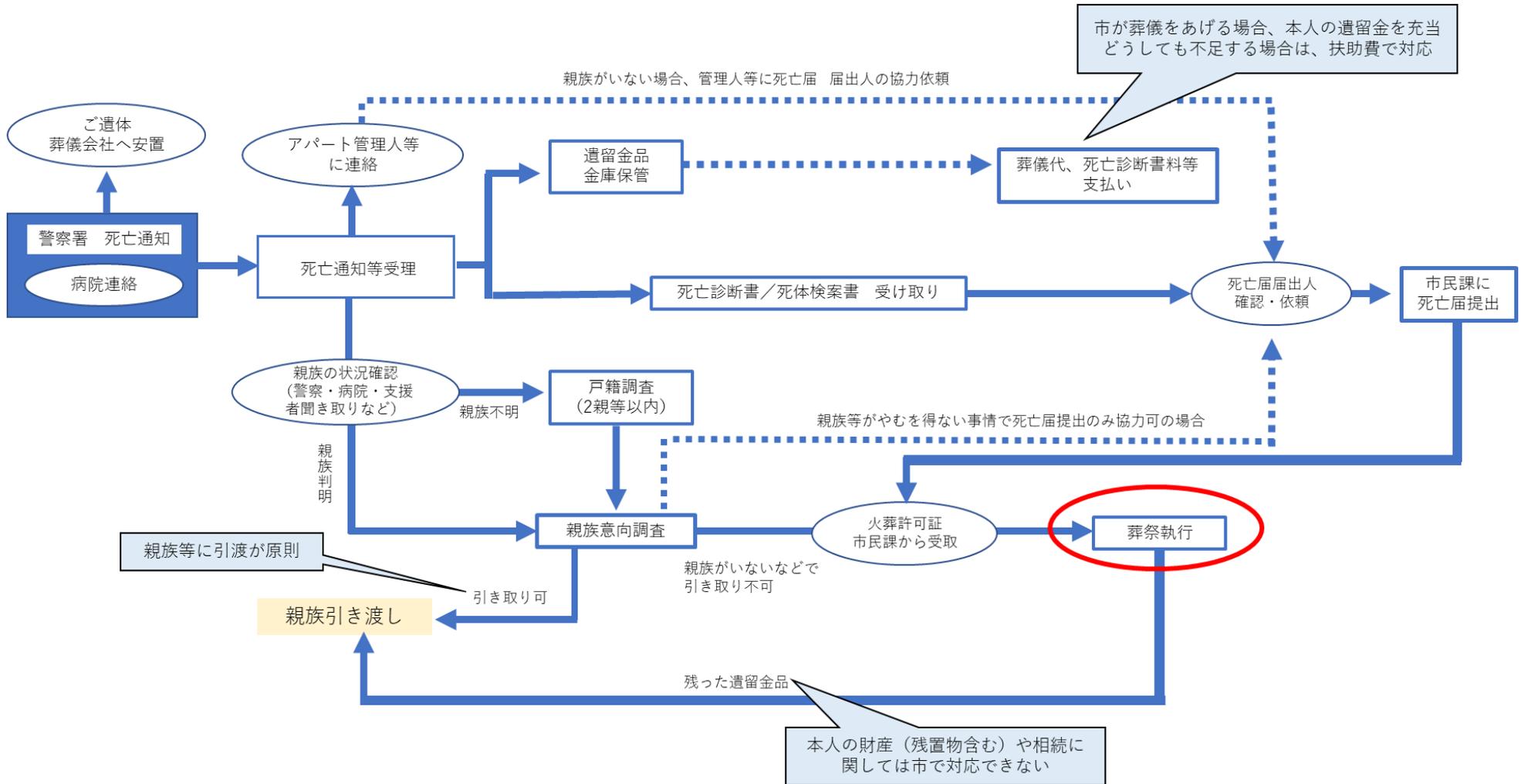
- ①身元が分からない人 → 行旅病人及行旅死亡人取扱法
- ②生活保護受給者 → 生活保護法
- ③養護老人ホーム入所措置者 → 老人福祉法
- ④親族等葬儀をあげる人がいない人 → 墓地、埋葬等に関する法律（墓地埋葬法）

第9条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

《原則！！》

- ①葬儀を行うのは親族 ※必ず親族の調査と意向を確認する → できれば先に葬儀をする人を決め、連絡先を確保
- ②葬儀費用等は本人が負担（遺留金などを充当） → まとまったお金（現金）の用意
- ③法律上、市が関与することができるのは葬儀（埋葬）の部分のみ → 相続や残置物等の処理といった本人の財産の部分は市が関与できないので、事前に対応をとる必要

○ 墓地埋葬法を適応した場合の葬儀の流れ（瀬戸市の場合）



※葬儀執行までには、手続上早くても2～3か月はかかる